



# Topics

トピックス

## パブリック コメント

### 「鳩山町 都市計画マスタープラン（案）」及び 「鳩山町 立地適正計画一部改定（案）」 に関する意見を募集します

町では、将来の都市の基本的方向を定める都市計画マスタープランが策定されてから20年経過するとともに、上位計画である第6次鳩山町総合計画が令和4年3月に策定されたことに伴い、新たな都市計画マスタープランの策定を進めています。

また、この計画の関連計画としてコンパクトシティの実現を目指す立地適正化計画についても一部改定を進めています。

計画の策定にあたり、町民の皆さまのご意見を反映するため、計画に関する地域別説明会（意見交換会）を開催するとともに、計画素案に関するご意見を募集します。

#### 【地域別説明会(意見交換会)】

日時	会場	対象地域
12月17日(土) 午前10時から	今宿コミュニティセンター集会ホール	小用、大豆戸、赤沼、今宿
12月17日(土) 午後2時から	泉井交流体験エリア交流ホール	大橋、奥田、須江、竹本、泉井、高野倉、熊井
12月18日(日) 午前10時から	ふれあいセンター301・302会議室	石坂 鳩山ニュータウン

#### 【パブリックコメント】

##### ■ 閲覧・貸出先

役場まちづくり推進課、役場東出張所、町立図書館  
※町ホームページでも閲覧できます。

##### ◆ 募集期間

ご意見等を文書にまとめ、直接持参（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送、FAX、メール、電子申請でご提出ください。様式は自由ですが、住所（在勤の方は会社名と所在地、在学の方は学校名と所在地を明記）、氏名、電話番号及び利害関係を有する方は利害内容を必ず明記してください。

※期限内必着となります。

##### ◆ 募集期間

12月12日(月)～令和5年1月12日(木)

##### ◆ 提出先・問合せ

〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16  
鳩山町役場まちづくり推進課

☎ 296-5893

FAX 296-2594

メール h120@town.hatoyama.lg.jp



### 生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) を実施します

国では、障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（難病等患者の方や、障害者手帳を所持していないなど、これまでの法制度では支援の対象とならない方も含みます。）の生活実態とニーズを把握することを目的として調査を実施します。

今回の調査におきまして、鳩山町の一部が調査対象地区に選定され、国から調査委託を受けたため、町において調査を実施します。

対象となった地区には、調査員（町職員）が訪問し、調査の趣旨の説明、調査対象であるか等を確認し、調

査対象となった世帯の方には調査票を配布させていただきます。

調査についてのご理解とご協力をお願いします。

##### ■ 調査時期 12月1日(木)～12月中旬

※事前に対象世帯の方には、ご案内の通知を配布させていただきます。

■ 実施方法 調査員が対象世帯に訪問し調査票の配布をします。

※記入後は返信用封筒にて返送をお願いします。

##### ■ 問合せ 役場長寿福祉課

☎ 296-1241



## 町有美術品公売のお知らせ



町が所有する美術品を公売します。町があらかじめ決めた予定価格以上で、最も高い価格をつけた人に売却いたします。※詳しくは、町ホームページにてご確認ください。

### 【美術品の事前確認】

■期間 12月13日(火)～26日(月)

※土、日曜日を除く

■会場 町多世代活動交流センター 2階 美術品展示室  
(鳩山町松ヶ丘 4-1-1)

【実施要領配布期間】12月13日(火)～令和5年1月11日(水)

【入札参加申込期間】令和5年1月4日(水)～11日(水)

■場所 役場政策財政課(庁舎2階) ※閉庁日を除く

■問合せ ☎ 049-296-1212

### 【売却する美術品】

種別	作品名	作者
油絵	雪のあと	浅見 嘉正
	岳麓梅花	新井 清永
	秩父秋景	石川 茂男
	鳩山早春	大野 登
	初冬の朝	大野 登
リトグラフ	セビリアの少女たち(カテリーナ)	齋藤 三郎
	セビリアの少女たち(ローリー)	齋藤 三郎
	セビリアの少女たち(マリア・テレサ)	齋藤 三郎
	セビリアの少女たち(アン・ヘレス)	齋藤 三郎



## ペットは正しく飼いましょう

ペットを飼うときは、ルールやマナーを守って適切に飼育しましょう。

猫は、ふん尿や鳴き声などによる迷惑防止、感染症や交通事故、予期せぬ妊娠などの危険を避けるため、室内での飼育をお願いします。

犬は飼い犬の登録(犬の生涯に1度)と狂犬病予防注射(毎年1回)が法律で義務付けられているため、忘れずに行ってください。交通事故や迷子の防止、犬が苦手な方への配慮として、屋外では必ずリードをつなぎ、散歩時のふんは持ち帰り、尿は水で洗い流しましょう。

ペットを飼い主の都合で捨てたり、傷つけたりすることは法律で禁止されています。最期まで責任を持って飼育しましょう。また、むやみに増やさないよう、不妊・去勢手術をご検討ください。

野良猫にエサやりをしている方も、定期的にエサを与えている以上は飼い主と同じ責任が発生します。

「エサやりの時間を決めて、猫がエサを食べ終わったら片づける」「エサを与えている猫1匹につき1つずつトイレを設置する」というような対策を行い、近隣の迷惑にならないように注意しましょう。

■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5894

## 12月1日～14日は運動週間 「冬の交通事故防止運動」にご協力を ～人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県～(令和4年スローガン)

町では、「冬の交通事故防止運動」として、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、町民自身による交通環境や意識の改善に向けた取り組みを推進し、交通事故防止の徹底を目指します。

■実施期間 12月1日(木)～14日(水)(14日間)

### ■統一行動日

【12月2日(金)】 飲酒運転根絶の日・夕暮れ時と夜間の交通事故防止の日

【12月10日(土)】交通事故死ゼロを目指す日・自転車の交通事故防止の日

### ■重点目標

【鳩山町内】

- ①夕暮れ時、早めのライト点灯
- ②交差点における交通事故防止
- ③自転車利用者の運転マナーの向上

【埼玉県内】

- ①夕暮れ時と夜間における歩行者・自転車の交通事故防止
- ②横断歩道における歩行者優先の徹底
- ③飲酒運転の根絶及び危険運転等の防止

■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5894



## マイナンバーカードをまだお持ちでない方へ オンライン申請用 QR コード付きマイナンバー カード交付申請書が順次送付されます！

マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、11月中旬から12月上旬にかけて、オンライン申請用のQRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。

この申請書は、国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS)から送付されます。既にマイナンバーカードを申請・取得した方に、本案内が行き違いで届いた場合は、改めての申請は不要です。

スマートフォン等で申請書のQRコードを読み取ることで、簡単に申請ができます。

最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要です。マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は12月末となっておりますので、早めの申請がおすすめです。この機会にぜひマイナンバーカードを取得し

てください。

※以下の方には、交付申請書は送付されません。

①75歳以上の方で、令和2年度または令和3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている方

②令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方

③在留期間の定めのある外国人住民の方

④配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している方

※郵送等での申請も可能です。送付先は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)です。役場では申請書を受け付けておりませんので、ご注意ください。

■問合せ 役場町民健康課

☎ 296-5891

## こども医療費・重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等の医療費支給事業にかかる 窓口払い不要医療機関のエリアを埼玉県内全域に拡大

こども医療・重度心身障害者医療・ひとり親医療支給事業にかかる医療機関の窓口払い不要のエリアが下表のとおり埼玉県内全域に拡大しました。

ただし、受給資格者証を提示できなかった場合や、一部負担金が同一医療機関で21,000円以上かかる場合は窓口払いが必要となりますのでご注意ください。また、窓口払い不要対象外の医療機関で受診される場合も窓口払いが必要となりますので、受診医療機関にご確認ください。

事業名	拡大開始日
こども医療費支給事業	令和4年10月1日から (新受給者証は9月中旬に送付)
重度心身障害者医療費支給事業	令和4年10月1日から (新受給者証は9月中旬に送付)
ひとり親家庭等医療費支給事業	令和5年1月1日から (新受給者証は、12月中旬以降に送付)

※窓口払い不要医療機関のエリア拡大に伴い、一部医療機関で実施していた医療機関窓口での医療費支給申請書の預かりは令和5年1月から廃止となります。申請書のご提出は鳩山町役場町民健康課または東出張所までお願いします。

## ひとり親家庭等医療費の自己負担を廃止します

これまで、ひとり親家庭等医療費支給事業では、住民税課税世帯の受給者は医療機関の窓口での一部負担金から自己負担(通院:1,000円/月・入院:1,200円/日)を差引いた金額を助成していました。

令和5年1月受診分からは、住民税の課税・非課税に関わらず、自己負担を廃止し、窓口での一部負担金、全額を助成します。

■問合せ 役場町民健康課

☎ 296-5891